

# 全保協ニュース

〔協議員情報〕

全国保育協議会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [ <http://www.zenhokyo.gr.jp> ]

## —今号の目次—

- ・ 処遇改善等加算のあり方について、引き続き検討が行われる～子ども・子育て会議（第18回）、基準検討部会（第22回）合同会議が開催される～…………… 1
- ・ 第58回全国保育研究大会（秋田大会）～すべての人が子どもと子育てに関わりをもつ社会の実現をめざして～参加申込受付中…………… 5
- ・ 教育・保育施設等における重大事故の再発防止に関する検討会（第1回）が開催される…………… 6
- ・ 保育所利用児童数は、226万人に～平成26年4月1日現在の保育所関連状況が公表される～…………… 6
- ・ 「待機児童解消加速化プラン」集計結果を公表～約19.1万人の保育の受け皿拡大を予定～…………… 7
- ・ 秋の全国交通安全運動が9月21日より始まる～子どもに対する交通安全教育の推進を～…………… 8

## ◆処遇改善等加算のあり方について、引き続き検討が行われる◆

～子ども・子育て会議（第18回）、基準検討部会（第22回）  
合同会議が開催される～

去る9月17日（水）、国の「子ども・子育て会議（第18回）、基準検討部会（第22回）合同会議」が開催されました。

会議冒頭、先の内閣改造により新たに就任された、赤澤亮正内閣府副大臣ならびに

越智隆雄内閣府大臣政務官より、「平成 27 年 4 月に新制度が円滑に移行できるよう、制度の詳細設計、財源確保に取り組んでいく」旨のあいさつがありました。

今回は、(1) 処遇改善等加算、使途制限等のあり方について、(2) 私立幼稚園の意向調査結果について、(3) 認定こども園についての対応状況について、(4) その他(一時預かり事業〔幼稚園型〕の補助単価について等)について、意見交換が行われました。

以下、議事概要を報告します。

### (1) 1. 処遇改善等加算のあり方について

前回の合同会議(7月31日開催)に引き続き、個別論点についての考え方や対応方針案が示された。

#### 【個別論点①】加算の要件となる職員の勤続年数の通算対象

- 職員の勤続年数の通算対象とする施設・事業は、下記に示したものとし、対象とするにあたっては、各施設・事業において前歴(職歴)の証明(例:在職証明等)に関する資料、書類の提出を求め、確認する仕組みとしてはどうか。

- 現行の保育所運営費における民間施設給与等改善費で勤続年数の通算対象とする施設・事業

児童福祉施設や老人福祉施設等社会福祉施設、認定こども園、病院等での看護師等の勤続年数

- 新制度の公定価格の設定に当たって求められる、現行の対象施設以外の施設・事業

- ① 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業
- ② 保育所や小規模保育事業等に移行した認可外保育施設
- ③ 小学校等の教育施設

- 指導・監督等を通じて地方自治体が責任を負っていると評価される以下の施設・事業

- ① 地方単独事業による認可外保育施設
- ② 放課後児童クラブや病児・病後児保育等の市町村事業
- ③ 障害児通所支援事業等のうち施設を必要としないもの

- 定期的な立入調査等の指導監督を受けている施設

指導監督基準を満たす旨の証明書の交付された認可外保育施設、幼稚園併設の認可外保育施設

[当日の資料より全保協事務局整理]

#### 【個別論点②】現行の加算率の区分の上限である「10年以上」よりも長い場合の対応

- 現行の民間施設給与等改善費の加算率区分の上限である勤続年数10年以上よりも長い場合の対応として、以下の2つのパターン(案)が示されていたが、パターン②による場合は、一律又は一部の施設(特に若年層の多い施設)において、加算率が引き下げられることになるため、現在の給与水準が維持できなくなることが懸念されることから、「10

年以上」よりも長い場合の対応が限定的にはなるものの、現行水準を維持できるパターン①によることとしてはどうか。（更なる期間の延長は、財源の確保と合わせて実施）

〔対応パターンの案〕

- ①0.7兆円の範囲で実施する3%の処遇改善では、「10年以上」よりも長い場合の対応が限定的になるものの、現在実施している取組が継続して実施できるようにする。
- ②「保育士等処遇改善臨時特例事業」の加算率をベースとしつつ、一定程度メリハリをつけ、「10年以上」よりも長い場合の対応に重点的に財源を配分する。

【個別論点③】 処遇改善の実績を引き継ぐための仕組み

【個別論点④】 キャリアアップに対応した仕組み

【個別論点⑤】 賃金改善等以外の処遇改善について

- 個別論点④のキャリアアップに対応した仕組みを導入することとし、i) 役職や職務内容等に応じた賃金体系の設定等、ii) 資質向上のための計画策定等 の要件のいずれも満たさない場合には、加算率に「0.9」を乗じて減算することとしてはどうか。（個別論点⑤における、任用等の要件整備や研修の実施等については、個別論点③や④でも担保が可能なため処遇改善等加算の加算率の要素としては含めない）

【個別論点⑥】 行政における対応について

- 加算の要件となる職員の勤続年数の通算対象の確認にあたり、すべての施設・事業類型の情報が集約されること、現行の民間施設給与等改善費における対応、子ども・子育て支援法に基づく計画においては、教育・保育の提供に当たって必要な人材の確保、資質向上のために講ずる措置について規定することが求められていることの要素を考慮し、給付・確認の実施主体である市町村で確認・取りまとめた上で都道府県に集約し、認定する仕組みを基本としてはどうか。※確認・取りまとめの具体的な程度については、現行の保育所運営費における対応を踏まえ、都道府県←→市町村間で決定

(2) 私立幼稚園の意向調査結果について

私立幼稚園（認定こども園を含む）の子ども・子育て支援新制度への移行に関する意向調査の結果は次のとおり。

【調査概要】

- 調査対象 全ての私立幼稚園（認定こども園※を構成しているものを含む。）
- 調査時点 平成26年7月
- 回収率 幼稚園 約98%、認定こども園（幼保連携型および幼稚園型） 約97%
- 幼稚園 6,805園のうち、①平成27年度に新制度に移行（検討中を含む）は22.1%（1,505園）、②平成27年度に新制度に移行しない（検討中を含む）は77.9%（5,300園）。
- 幼保連携型認定こども園 535園のうち、①新制度に移行は85.6%（458園）、②幼稚園と保育所に戻り、幼稚園については私学助成を受けるは11.2%（60園）、③上記以外は3.2%

(17園)。

- 幼稚園型認定こども園 391 園のうち、①新制度に移行は 90.8% (355 園)、②幼稚園に戻り、私学助成を受けるは 6.4% (25 園)、③上記以外は 2.8% (11 園)。

### (3) 認定こども園についての対応状況について

- 認定こども園・私立幼稚園の公定価格・利用者負担について、認定こども園の公定価格に関するよくある誤解の例示や、幼稚園と認定こども園の同じ認定区分の 1 号の基本分単価を比較すると認定こども園のほうが低い額に設定されている理由等について、説明がなされた。

### (4) 一時預かり事業(幼稚園型)の補助単価について

- 幼稚園の「預かり保育」については、私学助成等から円滑な移行ができるよう、幼稚園等が主に園児(教育標準時間認定の子ども(1号認定子ども))を対象に行う「幼稚園型一時預かり事業」を地域子ども・子育て支援事業として創設したことにともない「幼稚園型」の要件等が示された。また、園児一日あたりの補助単価は、以下のとおり。

#### (1)基本分単価

①通常単価 400 円〔1日当たり平均利用園児数 8 名(年間延べ利用見込み人数 2,000 人)を超える施設に適用〕

②小規模施設単価 利用規模(年間延利用見込み人数)に応じて算定した額

(2)休日単価 補助単価(園児 1 人当たり日額) 800 円

※主に土曜日に実施する場合の終日の職員配置を踏まえ単価を設定。

(3)長時間加算単価 補助単価(園児 1 人当たり日額) 100 円

※1日当たり 4 時間(休日は 8 時間)を超えて実施する場合に、上記単価に加算。

処遇改善等加算のあり方については、各委員より概ね賛意が示されました。本会より委員として参画している佐藤秀樹副会長は、「前回の会議では、現行の加算率の区分の上限である「10 年以上」よりも長い場合の対応については。パターン②を支持するとの意見を述べたが、今回の説明を伺いパターン①の整理もやむを得ないと思う。しかし、現行の民間施設給与等改善費の対象とならない職員(1日の勤務時間が 6 時間未満、1か月の勤務日数が 20 日未満等)がおり、新制度において処遇改善の対象となる職員の勤務形態等をどうするのかの検討が必要ではないか。また、使途制限等のあり方について社会福祉法人は、公的規制を受けており、解散時の残余財産は他法人

に引き継がれるか国庫に帰属することとなる。そうした規制があること整理をしたうえで検討すべきある。指導監督については会計に関する考え方は示されているが、子どもの処遇に関してはどういう基準での指導監督が行われるか、そういった点からの整理も必要である」旨の発言をしました。

今回は 10 月 24 日（金）開催の予定です。

なお、子ども・子育て会議の資料については、下記の URL または「内閣府ホームページ>共生社会政策トップ>少子化対策／子ども・子育て支援新制度>子ども・子育て会議」からご覧いただくことができます。会議の動画も掲載されておりますので、併せてご参照ください。

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/index.html>

## ◆第 58 回全国保育研究大会（秋田大会）～すべての人が子どもと子育てに関わりをもつ社会の実現をめざして～参加申込受付中◆

全国保育協議会は、11 月 12 日～14 日に秋田県秋田市において、第 58 回全国保育研究大会を開催いたします。

9 月 18 日現在、1,245 名の参加申込をいただきました。定員 1,700 名とし 9 月 24 日（水） が参加受付の締切となっています。引き続きお申込みを受け付けておりますので、会員皆さまからの更なるご参加申込につながりますよう、各都道府県・指定都市組織におかれましても、参加勧奨のお取り組みについてご検討のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

お申込みは、大会申込受付サイトまたは、全保協ホームページに掲載の参加宿泊等案内書にてお申込みください。

○大会申込受付サイト (<https://amarys-jtb.jp/hoiku/> 運営元:株式会社 JTB 東北)

○全保協ホームページ (<http://www.zenhokyo.gr.jp/kensyu/kensyu.htm>)

なお、第 8 分科会（開催地企画分科会／子どもの育つ環境づくり～レオナールフジタと秋田の文化から学ぶ）は、お申込みが定員（100 名）に達したため、受付を終了いたしました。その他の分科会は引き続き受付中です。

## ◆教育・保育施設等における重大事故の再発防止に関する検討会（第1回）が開催される◆

去る9月9日（火）、保育所などでの子どもの事故防止を目的に、教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会（第1回）が開催されました。

子ども・子育て支援新制度において、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者は、事故の発生又は再発を防止するための措置及び事故が発生した場合における市町村、家族等に対する連絡等の措置を講ずることとされています。この検討会では、施設・事業者による対応だけではなく、①特に重大な事故についてのプライバシーに配慮した情報の集約、②類似の事例が発生することを防止する観点からの当該事故情報の公表、分析・フィードバック（周知）、③事故再発防止のための支援や指導監督などに関する行政の取組の在り方等について検討するために設置されたものです。

今後は、事故が発生した際の報告の範囲、様式、公表等の運用のあり方やデータベース構築等の課題の検討について取りまとめを行い、子ども・子育て会議へ報告する予定となっています。また、年明けには、事故予防のガイドラインの検討や事後的な検証のあり方についての整理を行うこととなっています。

なお、教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会に関する資料は、下記のURLまたは「内閣府ホームページ>共生社会政策トップ>少子化対策／子ども・子育て支援新制度>子ども・子育て会議」からご覧いただくことができます。

[http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/index.html#kyouiku\\_hoiku](http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/index.html#kyouiku_hoiku)

## ◆保育所利用児童数は、226万人に◆

～平成26年4月1日現在の保育所関連状況が公表される～

厚生労働省では、平成26年4月1日時点での保育所の定員や待機児童数の状況を取りまとめた。

概要は、以下のとおりです。

○保育所定員は234万人

増加数：平成25年4月→平成26年4月：4万7千人

【参考】

平成 21 年 4 月→平成 22 年 4 月→平成 23 年 4 月→平成 24 年 4 月→平成 25 年 4 月→平成 26 年 4 月

↑ ↑ ↑ ↑ ↑  
(2.6 万人増) (4.6 万人増) (3.6 万人増) (4.9 万人増) (4.7 万人増)

○保育所を利用する児童の数は 2,266,813 人

前年から 47,232 人の増

【参考】

平成 21 年 4 月→平成 22 年 4 月→平成 23 年 4 月→平成 24 年 4 月→平成 25 年 4 月→平成 26 年 4 月

↑ ↑ ↑ ↑ ↑  
(3.9 万人増) (4.3 万人増) (5.4 万人増) (4.3 万人増) (4.7 万人増)

・年齢区分別では、3 歳未満が 31,184 人の増、3 歳以上は 16,048 人の増となっている。

○待機児童数は 21,371 人で 4 年連続の減少

- ・この 1 年間で待機児童数は 1,370 人減少した。
- ・待機児童のいる市区町村は、前年から 2 減少して 338。
- ・100 人以上増加したのは、世田谷区 (225 人増)、大田区 (175 人増)、熊本市 (139 人増) など 6 市区。一方、福岡市 (695 人減)、川崎市 (376 人減)、名古屋市 (280 人減) などの 9 市区町は 100 人以上減少した。

○特定市区町村は 98 市区町村

- ・特定市区町村 (注) は前年から 3 減少し、98 市区町村となった。

注：50 人以上の待機児童がいて、児童福祉法で保育事業の供給体制の確保に関する計画を策定するよう義務付けられる市区町村。

なお、保育所関連状況とりまとめ資料は、下記の URL または、「厚生労働省ホームページ>報道・広報>報道発表資料>2014 年 9 月」からご覧いただくことができます。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000057750.html>

## ◆ 「待機児童解消加速化プラン」集計結果を公表 ◆

～約 19.1 万人の保育の受け皿拡大を予定～

厚生労働省では、このほど「待機児童解消加速化プラン」(以下、加速化プラン)

に基づく自治体の取組状況を取りまとめました。

加速化プランは、待機児童の解消に向けて、平成 25 年度からの 2 年間で約 20 万人分、平成 29 年度末までの 5 年間で合わせて約 40 万人分の保育の受け皿を確保するため、自治体が行う保育所の整備や保育士確保などの取組みに対して、国として出来る限り支援しようとするものです。

今回は、平成 26 年 5 月 30 日までに加速化プランの実施方針に基づく「待機児童解消加速化計画」の提出があった 454 市区町村の取組みについて採択を行うとともに、加速化プランに不参加の自治体から提出のあった「保育拡大計画」の内容も含め、その実施状況について集計を行いました。

概要は、以下のとおりです。

#### 【集計結果】

○加速化プラン参加自治体数 454 市区町村 [351 市区町村]  
・指定都市 20 市 (全ての指定都市) [20 市]  
・特別区 23 区 (全ての特別区) [23 区]  
・市町村 411 市町村 [308 市町村]  
\* [ ] 内の市区町村数は、昨年 8 月公表時点の参加自治体数。

○加速化プラン不参加自治体数 1,288 市町村

○保育拡大量 (平成 25・26 年度) 約 19.1 万人 [20.1 万人]  
・参加自治体 16.1 万人 [16.2 万人]  
・不参加自治体 3.0 万人 [4.0 万人]  
\* [ ] 内の人数は、保育の受け皿の増加分のみを積み上げた場合の保育拡大量。

なお、「待機児童解消加速化プラン」集計結果に関する資料は、下記の URL または、「厚生労働省ホームページ>報道・広報>報道発表資料>2014 年 9 月」からご覧いただくことができます。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000057810.html>

## ◆秋の全国交通安全運動が 9 月 21 日より始まる◆

～子どもに対する交通安全教育の推進を～

平成 26 年度の秋の全国交通安全運動が、9 月 21 日～30 日の 10 日間にわたり実施



されます。

今年度の全国交通安全運動推進要綱では、「子供と高齢者の交通事故防止」が運動重点の基本として位置づけられています。厚生労働省においても、この推進要綱にもとづき、平成 26 年秋の全国交通安全運動実施計画を作成しました。特に、子どもに対する交通安全教育の推進として、「保育所の児童に対して、歩行、道路横断、乗車用ヘルメットの着用促進等を含めた自転車の安全な乗り方等の正しい交通ルールと交通マナーの教育の実施」等について、本会の会員保育所への周知に関する依頼がありました。

詳細は、別添の付録をご参照ください。

なお、平成 26 年秋の全国交通安全運動推進要綱やチラシは、下記の URL または、「内閣府ホームページ>共生社会政策トップ>もっと詳しく>普及啓発：全国交通安全運動」からご覧ください。

[http://www8.cao.go.jp/koutu/keihatsu/undou/h26\\_aki/youkou.html](http://www8.cao.go.jp/koutu/keihatsu/undou/h26_aki/youkou.html)